

申請年月日 20 年 月 日

共済会 番号		退職時 職場名	
共済会名			
申請者	個人番号		
	フリガナ		
	氏名		印
本申請書ならびに添付資料(戸籍謄本等)に記載されている全員が、「個人情報に関するお知らせ」について同意します。			
フリガナ		年齢	
給付対象者 氏名			歳

※給付対象者が申請者と同一でも両方ご記入下さい。また、給付対象者が申請者となります(死亡時は申請者に受取人名を記入)

住所	〒 _____ 都道府県 _____ 市区郡 _____		TEL(_____) _____
----	------------------------------	--	--------------------

振込口座	銀行 労金 農協	支店名		支店番号		口座番号						
	信用金庫 信用組合	預金種目	普通	貯蓄	フリガナ							
					口座名義人※							

※口座名義人は加入者本人とします(加入者死亡時を除く)

事由 発生日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
-----------	---

◇事由発生年月日は、入院期間、療養期間、人間ドック健診期間、死亡日等をご記入下さい。

給付申請事由 (該当する内容に○印をして下さい)

退教総合共済	退教療養共済					総合共済からの継続(注6)
死亡	長期療養	死亡	一般疾病	傷害	悪性新生物	人間ドック
						結婚記念祝金
						クリスタル給付

加入者が死亡の場合の受取人氏名	フリガナ	続柄	住所	TEL(_____) _____
		印		

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

給付申請書提出の際、必要な書類

死亡	①死亡診断書または死体検案書(注1)
	②戸籍謄本(注2)
	③印鑑登録証明書(原本・共済金受取人のもの)(注3) ※退教療養共済に加入の場合に限る
入院・療養	①入院療養自宅療養証明書(注4)
	②同意書(当会所定のもの)
	③入院状況申告書兼同意書(注5) 入院期間のある領収書を必ず添付
	④事故状況報告書(当会所定のもので、ケガの場合のみ必要。)
	⑤交通事故証明書(事故の届出を出している場合)
	⑥その他、この会が必要と認めたもの
人間ドック	人間ドック領収書(実費2万円以上)
総合共済からの継続(注6)	・結婚記念日祝金 ・クリスタル給付 戸籍抄本

(注1) 退教総合共済のみご加入の方が死亡された場合は①と②のうちいずれか一つを添付して下さい。
 (注2) 本人との続柄と死亡の事実が記載された謄本原本を提出して下さい。
 (注3) 印鑑登録証明書は加入者本人が受取人の場合は必要ありません。
 (注4) 30日以上入院又は悪性新生物入院の場合に必ず添付して下さい。
 (注5) 29日以内でも悪性新生物の場合は証明書が必要です。
 (注6) 2003年3月以前の総合共済加入者で、加入中に慶事給付を受けなかった方が退教総合共済に継続して加入された場合、ならびに2015年3月以降退職した40歳以上の方は、請求権が引き継がれます。事由発生日以降に申請して下さい。(2024年3月31日まで)

以下は記入しないで下さい。

共済会	全教共済
_____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

退教療養共済・生命共済・医療共済（終身タイプ含む）・新傷害共済 給付申請をされる方へ

2015年8月より新傷害共済が発足し、医療共済傷害特約・傷害共済ファミリー型・交通傷害型は廃止しました。

○ 給付事由が発生したら

給付申請書の該当欄に必要な事項を記入し、書類を添付して各共済会へ送付または職場の担当者もしくは分会長へお渡しください。なお、申請期限は各共済とも3年間です。お早めに申請してください。

○ 給付申請書の記入上の留意点

- ①上記の共済に複数加入し同じ事由で給付申請の場合、申請書、添付書類は該当するもの一組で結構です。
- ②給付申請書や添付資料などの用紙は本会所定のものを使用してください。

○ 請求に必要な書類と解説

文書料補助について

- 1) 生命共済後遺障害、医療共済（終身タイプ含む）入院・手術見舞金、新傷害共済入院・通院・後遺障害の給付申請の際に取得した、全教共済所定の医師の証明書または病院の証明書原本について、文書1通につき「5,000円＋消費税分」を上限とした実費補助をおこないます。いずれもコピーや他生損保のものは除きます。
- 2) 2014年7月以前の事由発生による証明書の文書料は、制度化前の2,000円限度の実費補助です。
- 3) 申請の際は必ず文書料の記載のある領収書を添付してください。

給付事由が発生したら退教共済給付申請書または生命・医療・傷害共済給付申請書の他に以下の添付書類が必要です。

（◎印は必ず必要、○印は該当する場合） ※提出書類は本会所定のものが原則です

1. 病気により入院・対象手術をおこなった場合・・・退教療養共済（入院のみ）・医療共済

※ 退教療養共済には7日の免責があります（病気の場合に限ります）。

免責は同一契約年度（8月～翌年7月）では同一疾病の場合に1回のみ行っています。

	29日以内 注 の入院	30日以上入院または ※対象手術をおこなった場合
医師の入院療養証明書 注	○	◎
同意書	○	◎
入院状況申告書兼同意書	◎	
入院期間を記載した領収書	◎	

注：悪性新生物による入院や対象の手術見舞金を受けた場合は、医師の「入院療養証明書」（本会所定のもの）が必要。

※国内で受けた手術や放射線照射について、公的医療保険診療報酬点数800点以上の場合に給付します。該当しない場合もあります。

2. ケガにより入院・通院した場合・・・退教療養共済（入院のみ）・医療共済（入院・手術）

※ 退教療養共済は傷害入院に免責はありません。 新傷害共済（通院型、入院・通院型）

	4日以内 の通院	5日以上 の通院	29日以内 の入院	30日以上 の入院
事故状況報告書	◎	◎	○	○
医師の診断書 ※4		◎※1, 3	○※5	◎
同意書		◎		◎
治療状況申告書兼同意書	◎※2		◎※6	
入院期間が記載された領収書 ※6 通院日が記載された領収書のコピー ※2	◎※2		◎※6	
接(整)骨院・鍼灸院の施術証明書		○※3		

注：新傷害共済のケガによる通院が5日以上の場合は部位・症状に応じた給付となり、4日以内の通院は一律給付。

注：新傷害共済の給付申請には必ず「事故状況報告書」（本会所定のもの）が必要です（医療共済のみの加入は不要）。

注：新傷害共済入院・通院型では通院と入院が両方ある場合、入院給付とは別に入院日数も通院日数とみなし通院給付をします。

注：鍼灸院の通院は医師の通院指示書と診断書が必要。また病院と鍼灸院の通院があわせて5日以上の場合、施術証明書も必要です。

※1 新傷害共済入院・通院型の場合、1日以上通院と入院日数を合わせて5日以上になる場合は、医師の「診断書」が必要です。

※2 ケガによる通院のみ4日以内の場合は「治療状況申告書兼同意書」と通院日が記載された領収書のコピーが必要です。

※3 病院の通院と接(整)骨院の通院を合わせて5日以上となる場合は、医師の「診断書」と接(整)骨院の「施術証明書」が必要です。

※4 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着した場合、医師の「診断書」が必要です。

（2015年7月以前の事由ではギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネは対象となりません）

※5 医療共済でケガの入院と合わせて対象手術を受けた場合は、入院日数にかかわらず医師の「診断書」が必要です。

※6 新傷害共済入院・通院型加入で通院がなく入院のみの場合、29日以内の入院では「診断書」に代えて「治療状況申告書兼同意書」で給付申請できます。その際は入院期間の記載された領収書の添付が必要です。

全教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

3. 先進医療を受けた場合

注：①厚生労働大臣が定める先進医療を
②厚生労働大臣に認定された医療機関で
受けた場合に限りです。

医療共済先進医療特約、終身タイプ

<input checked="" type="radio"/>	入院療養証明書 (先進医療欄への記載があるもの)
<input checked="" type="radio"/>	同意書

4. 人間ドック補助金の申請 をする場合

注：退教療養共済は2013年8月以降の事由発生より人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)を受診して、2万円以上の費用を要した場合に、年度に1回給付されます。

注：生命共済は契約発効日前日の年齢が61歳以上の方が人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)を受診して受診費用を自己負担した場合に給付されます。2013年8月以降の事由発生より契約年度に1口あたり2千円を限度に実費補助します。限度額以内での複数回の申請が可能です。

注：年齢算定基準日は契約発効日前日の年齢です。

退教療養共済・生命共済

<input checked="" type="radio"/>	領収書(人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)のもの)
----------------------------------	--

5. 後遺障害の申請をする場合

注：胆のう、脾臓、子宮、卵巣の臓器摘出の場合、「入院療養証明書」に記載されたものについては、その証明書で給付申請ができます。その場合「後遺障害診断書」は必要ありません。

注：障害給付は症状固定がされてから申請して下さい。

*1 新傷害共済では、被共済者が家族の場合、同居の親族か子どもであることが確認できる書類が必要です。

生命共済・傷害共済

<input checked="" type="radio"/>	後遺障害診断書 (胸腹部臓器用・それ以外用の2種類のいずれか)
<input checked="" type="radio"/>	同意書
<input type="radio"/>	印鑑登録証明書
<input type="radio"/>	*1 加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

6. 死亡の申請をする場合

- *1 加入者本人が受取人の場合は必要ありません。受取人が未成年の場合は、親権代表者の印鑑登録証明書が必要です。
- *2 本人死亡の場合、委任状を求めることがあります。同順位の共済金受取人が2人以上いる場合、受取人は1人に定めなければなりません。その際は、他の方の委任状が必要となります。
- *3 交通災害死亡の場合
- *4 公務災害死亡の場合
- *5 新傷害共済では、被共済者が家族の場合、同居の親族か子どもであることが確認できる書類が必要です。

退教療養共済・生命共済・医療共済・新傷害共済

<input checked="" type="radio"/>	死亡診断書または死体検案書
<input checked="" type="radio"/>	同意書
<input checked="" type="radio"/>	戸籍謄本(共済金受取人が特定できる全部事項証明)
<input type="radio"/>	*1 印鑑登録証明書(共済金受取人のもの)
<input type="radio"/>	*2 委任状(本人死亡で複数の受取人がいる場合)
<input checked="" type="radio"/>	*3 交通事故証明書
<input checked="" type="radio"/>	*4 公務災害認定書
<input type="radio"/>	*5 加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

7. 臓器移植見舞金の申請 をする場合

注：提供する対象者は、配偶者と二親等以内の血族です。

* 加入者本人と臓器の被提供者との関係が確認できる資料

退教総合共済または医療共済のみ

<input checked="" type="radio"/>	死亡診断書または戸籍謄本のいずれか
<input type="radio"/>	念書(本人死亡で複数の受取人がいる場合)

医療共済

<input checked="" type="radio"/>	入院療養証明書
<input checked="" type="radio"/>	同意書
<input checked="" type="radio"/>	*住民票、健康保険証の写し、戸籍抄本、戸籍謄本いずれか一つ

上記給付申請にはすべて退教共済給付申請書または生命・医療(終身タイプ含む)・新傷害共済給付申請書が必要です。

全教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。
ご不明な点がございましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。